

平成27年川俣町議会第13回定例会会議録

平成27年川俣町議会第13回定例会は、12月10日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記長	岡健一
--------	-----	-----	-----

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長職務代理者提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 9 号 例月出納検査及び定期監査結果報告
- 報告第 12 号 寄附採納報告
- 議案第 104 号 川俣町個人番号の利用に関する条例（説明）
- 議案第 105 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 106 号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例（説明・質疑・付託）
- 議案第 107 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
（説明・質疑・付託）
- 議案第 108 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（説明・質疑・付託）
- 議案第 109 号 福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の変更について（説明）
- 議案第 110 号 訴えの提起について（説明）
- 議案第 111 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）
（説明・質疑・付託）
- 議案第 112 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（説明・質疑・付託）
- 議案第 113 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
（説明・質疑・付託）
- 選挙第 7 号 選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について

◎開会及び開議の宣告

○議長（斎藤博美君） ただいまの出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、平成２７年第１３回川俣町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、議長において、３番議員 高橋真一郎君、４番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。２番 高橋道弘君。

○議会運営委員長（高橋道弘君） おはようございます。

本定例会会期及び審議予定につきまして、去る１２月７日に議会運営委員会を開催いたしまして、協議いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期は本日から１６日までの７日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長職務代理者から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告、寄附採納報告の報告などを受けます。その後、一般議案４件の提案内容説明、一般議案３件の提案内容説明・質疑・委員会付託、平成２７年度補正予算３件の提案内容説明・質疑・委員会付託、選挙１件を行い、正午ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。

第２日目の１１日金曜日は、議案調査のため休会といたします。

第３日目の１２日は土曜日、４日目の１３日は日曜日のため休会といたします。

第５日目の１４日月曜日は、午前１０時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後５時ごろ散会の予定であります。一般質問は５名の方を予定しております。

第６日目の１５日火曜日は、午前１０時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午前１１時ごろ散会の予定であります。一般質問は１名の方を予定しております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。

本定例会最終日であります第７日目の１６日水曜日は、午前９時から議会運営委員会、午前１０時３０分から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後１時３０分に開議し、請願・陳情の審査結果、付託議案の審査結果について報告を受けた後、一般議案４件の質疑・討論・採決、一般議案３件の討論・採決、平成２７年度補正予算３件の討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後５時ごろ閉会の予定であります。

本定例会における本会議の日程は、以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（斎藤博美君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3，本定例会に付議されました議案はお手元に配付のとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4，町長職務代理人から提案要旨の説明を求めます。

町長職務代理人。

ここで提案要旨を配付します。（提案要旨配付）

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年第13回川俣町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

本定例会は、古川町長が入院療養中のため、副町長の私が町長の職務代理人として職務を代理いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告1件のほか、議案では川俣町個人番号の利用に関する条例の制定が1件、条例の一部改正が4件で、条例関係は合わせて5件でございます。条例以外では、福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の変更と訴えの提起に加え、補正予算が3件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題、近況についてご報告いたします。

初めに、町内の除染状況について申し上げます。

山木屋地区以外の町内除染につきましては、4年間にわたる年月を要しましたが、住宅周りの生活圏の追加除染の作業を終え、本格除染も一定の完了のときを迎えることができました。これもひとえに、多くの地権者の皆様のご協力と地域の皆様のご理解により、除染廃棄物を仮置きする用地が確保できたからであり、心から感謝を申し上げます。

現在、除染廃棄物のうち可燃物につきましては、伊達地方衛生処理組合の仮設焼却場へ搬出し、焼却処理を行っており、これらの進捗は、平成24年度に発注した除染事業で発生した可燃物は全て搬出し終え、平成25年度の発生分を搬出している状況でございます。

見通しといたしましては、来年度中には、平成26年度に発注しました追加除染の可燃物の搬出を初め、平成29年度中には搬出を終えることができるものと考えております。今後は、仮置場の安全管理とあわせて、除染の効果を確認していくため、継続モニタリングを実施することにより、住民皆様の安全と安心の確保に努めてまいります。

また、山木屋地区の除染につきましては、去る9月の関東・東北豪雨の影響等によ

り、農地の除染作業におくれが生じていると報告を受けております。国に対しては、災害復旧を含めて適切な除染作業が実施されるよう協議を進めております。

次に、役場庁舎建設事業について申し上げます。

庁舎建物の基礎となる地下免震ピット工事が完了し、免震装置４５基の設置が完了いたしました。

現在は、この免震装置の上につくる建物本体の１階床梁の工事が進んでおり、先月末での進捗率は１７％、今月末には工事全体の２０％に到達する予定となっております。平成２８年８月末の完成に向けまして、工程どおり順調に工事が進んでおりますことを報告させていただきます。

また、新中町地内の町復興公営住宅４０戸の建設につきましては、今月１日に安全祈願祭がとり行われ、来年６月末の竣工を目指し、住宅の建設事業がスタートしたところでございます。

次に、工業団地等造成事業の進捗状況について申し上げます。

羽田産業団地につきましては、ベルグ福島による事業所棟や農場棟の建設工事がほぼ完了され、今月２５日に操業を開始し、来年１月上旬からの苗出荷を目指すとなっております。町では、団地に隣接する町道の拡幅工事に着手しており、団地全体の仕上げの段階を迎えております。また、西部工業団地につきましては、取りつけ道路の舗装工事を終え、今週には道路照明の設置工事を実施し、造成工事全体の年内竣工を目指し、取り組んでおります。

次に、地域創生について申し上げます。

現在、町では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるための取り組みといたしまして、町の人口の将来展望を示す人口ビジョンと、その実現のための対策である総合戦略の策定を進めております。町の将来の基盤づくりのための最重要課題である子育て支援の拡充を目標に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるため、出会いの場の創出、結婚後の出産や子育てしやすい社会環境づくり、雇用の創出、経済的支援などの施策に取り組むため、戦略を策定してまいります。

次に、去る９月に発生した関東・東北豪雨に伴う災害復旧事業について申し上げます。

町では、被災した個人所有の宅地関連や農地等の災害復旧事業費に対する町補助金の申請につきまして、町災害広報等によりその周知に努めておりますが、今年度末までの申請期限で本事業に取り組み、災害復旧の促進を図るため、さらに周知の徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、本定例会には、国の負担金を受けて実施する大規模な災害復旧事業にかかる補正予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の要旨について、説明申し上げます。

報告第１２号、寄附採納報告は、寄附採納２２件について報告を行うものでございます。

議案第１０４号、川俣町個人番号の利用に関する条例は、行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報等の提供に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議案第１０５号、川俣町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法や徴収猶予の申請手続等について定める所要の改正を行うものでございます。

議案第１０６号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例は、社会保障・税番号制度の開始により、住民基本台帳カードの発行が今月の２８日で終了し、来年１月から、住民基本台帳カードにかわり、個人番号カードの交付が始まるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第１０７号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、介護保険法の改正による新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行実施時期を繰り上げて実施するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第１０８号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例は、町営住宅のうち、公営住宅法に基づき設置された町営住宅と公営住宅法に基づかない住宅とを明確に規定するとともに、七窪団地の解体に伴う用途廃止について所要の改正を行うものでございます。

議案第１０９号、福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の変更については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者の設置となったこと、及び協議会の事務所の所在地について所要の改正を行うものでございます。

議案第１１０号、訴えの提起については、町営住宅の明け渡し請求並びに滞納家賃の支払いを求めるため、訴えを提起するものでございます。

次に、議案第１１１号、平成２７年度川俣町一般会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の予算額１７６億８，０６６万４，０００円に、歳入歳出それぞれ９億７，６９１万３，０００を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８６億５，７５７万７，０００円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税のうち、震災復興特別交付税が６，８２９万６，０００円の増額、災害復旧費国庫負担金では、土木施設、農地・農業用施設、林業施設の復旧費として３億１，８６４万９，０００円を今回計上するとともに、川俣南小学校体育館改築事業費では、国庫負担金を３９７万４，０００円、国庫補助金を３，４２６万９，０００円とそれぞれ計上するほか、山木屋地区復興拠点の整備事業費として、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金１億１，４８８万６，０００円を計上しております。

県支出金は、総額で９，２５５万５，０００円の減額となり、避難区域にかかる営農再開支援の各事業への取り組み実績に伴う各種補助金の減額が主な内容でございます。

町債では、川俣南小学校体育館建設事業や災害復旧事業に３億３，６１０万円を計上し、本補正予算第６号の歳出財源確保のため、財政調整基金から７，４３４万７，０

〇〇円の繰り入れを行ったところでございます。

歳出では、総務費において、壁沢地内に整備する県営の復興公営住宅へ通じる町道中島・諏訪線整備のための生活拠点形成交付金の積立や、避難区域にかかる営農再開支援の各事業への取り組み実績に伴う各種補助金の減額、山木屋地区復興拠点の整備事業費を計上しております。

民生費では、自立支援医療費の増額や多機能型事業所めぐみの施設改修のための補助金を計上しております。

土木費では、町道中島・諏訪線の橋りょう工事にかかる県への工事委託料１億３００万円を計上するとともに、教育費では、現在の川俣南小学校体育館の解体工事費に加え、今年度から２カ年間の継続費で取り組む新たな体育館建設事業費などを計上しております。

災害復旧費では、去る９月の豪雨災害による復旧事業費を計上したもので、農地・農業用施設、林業施設、道路、橋りょう、河川等で、総額５億１，６３６万４，０００円を計上しております。

今回の補正予算につきましては、山木屋地区の復興を推進するため、早急に進めなければならない拠点の整備や県営復興公営住宅にかかる取り付け道路の整備予算に加え、災害復旧に早急に取り組むための予算措置をお願いするものでございます。

次に、議案第１１２号、平成２７年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、診療施設勘定の既定の予算額に歳入歳出それぞれ１６０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３，３６２万１，０００円とするものでございます。

山木屋診療所の医療用備品購入費を増額し、財源は一般会計からの繰入金を計上しておりますが、この繰入金のうち５分の４の割合が県補助金となっております。

次に、議案第１１３号、平成２７年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ１３５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億９，７１４万１，０００円とするものでございます。

地域支援事業費において、新しい総合事業に取り組むための所要額などを計上したものでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、これから寒さ厳しい中、忙しい年末となりますので、ご自愛され、輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、ことし一年のご理解とご協力に心から感謝申し上げますと、提案要旨の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第５，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（斎藤博美君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第7号、法定外道路の町道認定に関する請願書、請願第8号、川俣町字竹ノ内線排水路側溝改良請願書、請願第9号、小島八幡前地区生活道の町道認定と改良についての請願書、陳情第6号、9月10日の集中豪雨に伴う災害についての陳情書、以上4件を総務産業常任委員会に、陳情第7号、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書を厚生文教常任委員会にそれぞれ付託しますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に議会事務局長から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る9月定例会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたのでご報告申し上げます。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会臨時会・定例会について報告願います。

高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成27年9月29日、午前10時40分、川俣方部衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、議案1件でありました。

選挙1件は副議長選挙でありましたが、その結果、副議長に福島市議会の後藤善次議員が選任されました。

議案1件は監査委員の選任でありましたが、福島市議会の黒沢仁議員が選任されました。

また、平成27年10月13日、10時40分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、議報告1件、議案2件でありました。

議報告1件の後、議案2件は審議の結果、原案のとおり可決されたことをご報告いたします。

以上です。

○議長（斎藤博美君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成27年10月23日、午前10時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、議案4件でありました。

選挙1件は副議長の選挙でありましたが、その結果、副議長に国見町議会の渡辺勝弘議員が選任されました。

議案4件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会定例会について報告願います。
菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成27年10月23日、午後1時、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、報告1件、議案5件でありましたが、審議に先立ち、議長・副議長の選挙が行われ、桑折町議会の佐藤榮三議員が議長に、伊達市議会の菅野喜明議員が副議長に、それぞれ選任されました。

報告1件の後、議案5件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります

○議長（斎藤博美君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7，議報告第9号「例月出納検査及び定期監査の結果報告」をいたします
議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 報告の中に、議案5件でと言ったんですけど、そこ、議案8件に訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（斎藤博美君） はい。そのように訂正してください。

なお、監査の結果報告については、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，報告第12号「寄附採納」について報告いたします。
総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，議案第104号「川俣町個人番号の利用に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、議案第104号、川俣町個人番号の利用に関する

条例について、説明、提案させていただきたいと思います。

第1条、趣旨ですね。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

ということで、第2条以下、読み上げを省略させていただきまして、内容の説明にかえさせていただきたいと思います。

第2条については、定義をうたっております。

第3条については、町の責務をうたっておりますのでございます。

第4条については、個人番号の利用の範囲についてうたって、定めておるところでございます。

第5条につきましては、委任でありまして、この条例に関し必要な事項は、町長が別に定めるといような項目になります。

その次が、附則であります。附則については、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、いわゆる平成28年1月1日から施行するというふうになっております。

あと、別表については、別表に掲げておるところでございますので、ご一読をお願いしたいと思います。

平成27年12月10日提出、川俣町長職務代理者、川俣町副町長伊藤智樹。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本町における個人番号利用事務の円滑化を図り、また町民サービスの向上を図るため、本条例を制定するものでございます。

提案の説明を申し上げます。

この川俣町個人番号の利用に関する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを利用しなければ、同一部局内、町長部局内などであっても、異なる事務の間では情報の提供ができない規定になっております。しかし、番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定の条例を制定すれば、同一部局内及び同一団体内他部局、例えば町長部局と教育庁部局との照合、及び提供、庁内連携が可能とするための条例であります。

もう一つの理由としましては、個人番号の利用は法で厳格に定められていて、法に規定する事務及び情報の利用、連携以外に、個人番号を利用することはできません。別表で定めた川俣町町営住宅に関する条例の中で、公営住宅法に基づくものは、法で規定されておりますが、それは独自利用ではないということで、その他の町営住宅については、公営住宅法に基づかないものであるために独自利用になる。そのために、この本条例を制定するものでございます。

詳しくは、条例の中身をご一読をお願いしながら、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とかえさせていただきたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第10，議案第105号「川俣町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第105号、川俣町税条例等の一部を改正する条例。改正文の読み上げは省略させていただきます。

平成27年12月10日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正による法律が、平成27年3月31日及び平成27年9月30日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。今回の税条例の一部改正につきましては、平成26年度税制改正において納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の移行の観点から国税の猶予制度の見直しが行われ、これを受け、平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度の改正についても所要の見直しが行われたところであります。

改正に当たり、地方分権の推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予にかかる担保の徴収基準や納税者の申請者の換価の猶予の創設など猶予制度全般にかかる規定について、地域の実情に応じ条例で定めることとされたことから、町税条例等の一部を改正し、規定を追加するものであります。

それでは、お手元に配付させていただきました川俣町税条例等の一部を改正する条例の概要によりご説明させていただきます。あわせて、新旧対照表をごらんください。

それでは1ページでございますが、第1条、川俣町税条例の一部改正であります。

第8条は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法に関する規定で、第1項において、徴収猶予及びその徴収猶予期間の延長する場合の納付方法等を条例で定めるものであります。第2項においては、やむを得ない理由があるときは、納付方法等について変更できる規定を定めるものでございます。第3項及び第4項においては、当該申請者に対する納付方法等を通知する規定を定めるものでございます。

第9条は、徴収猶予の申請手続等に関する規定で、第1項において、災害等による徴収猶予の申請をする場合の申請書、記載事項について。第2項においては、添付書類について条例で定めるものでございます。3項においては、災害等以外による徴収猶予の申請をする場合の申請記載事項について。4項においては、添付書類について。5項においては、徴収猶予の期間の延長申請をする場合の記載事項について条例で定めたものでございます。第6項においては、災害等による徴収猶予の場合で、添付する書類が免除される場合であっても、提出を義務づけられる書類を条例で定めたもの

でございます。

次のページをお開きください。第7項においては、徴収猶予等の申請書または添付書類に不備がある場合の訂正期間を条例で20日と定めるものでございます。

第10条は、職権による換価の猶予の手續等に関する規定で、第1項において職権による換価の猶予及びその猶予期間の延長をする場合、当該猶予期間内の各月に分割し納付する方法を条例で定めるものであり、第2項においては、第8条の徴収猶予に係る規定を、職権による換価の猶予等に準用する規定を定めたものでございます。第3項においては、職権による換価の猶予等を申請する場合の添付書類について定めたものでございます。

第11条は、申請による換価の猶予の手續等に関する規定であり、第1項において、換価の猶予を申請する期限について条例で定める期間は6月とするものでございます。第2項においては、申請による換価の猶予及びその猶予期間の延長をする場合、猶予期間内の各月に分割して納付する方法を条例で定めるものであります。第3項においては、第8条の徴収猶予に係る規定を申請による換価の猶予等に準用する規定を定めたものでございます。4項においては、申請する場合の申請書、記載事項を定めたものであり、第5項においては、申請する場合の添付書類について、第6項においては、換価の猶予の期間の延長をする場合の記載事項について定めたものであります。第7項においては、申請による換価の猶予に係る申請書または添付書類に不備がある場合の訂正期間を条例で20日と定めたものでございます。

第12条、第1項は、担保の徴する必要がある場合に関する規定であり、徴収猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合、条例で担保の徴収不要となる基準について、猶予金額100万円以下、猶予期間3月以内と定めたものでございます。

3ページをお開きください。第2条、川俣町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、法改正にあわせ、条文の整理を行ったものでございます。

次に、第3条、川俣町税条例の一部を改正する条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法にかかる事項について、地方税法の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、改正附則でございますが、改正附則第1条は、施行期日を定めたもので、原則公布の日から施行するものとし、第1条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。改正附則第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を定めたもので、第1項及び第2項は、改正以前にされた申請等については従前の例によるものとし、第3項においては、第11条及び第12条の規定は、施行日以後の徴収金について適用するものでございます。

以上、議案第105号、川俣町税条例等の一部を改正する条例についてのご説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第11，議案第106号「川俣町手数料条例の一部を改正す

る条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第１０６号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例

川俣町手数料条例（平成１２年川俣町条例第１号）の一部を次のように改正する。
第２条第２０号を削り、第２１号を第２０号とし、第２２号を第２１号とする。

附則

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。

平成２７年１２月１０日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

社会保障・税番号制度の開始により、住民基本台帳カードの発行が平成２７年１２月２８日で終了となり、平成２８年１月から住民基本台帳カードにかわり、個人番号カードの交付が始まるため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成２７年１０月５日から通知カードの交付を、平成２８年１月１日から個人番号カードの交付が開始することに伴い、住民基本台帳カードの交付については、平成２７年１２月２８日で終了となるため、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第１０６号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例についてのご説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○１０番（遠藤宗弘君） この説明だと、社会保障・税番号制度の開始により住民基本台帳カードの発行をやめるということなんだと思うんですが、現実には、今このカードはどのくらい利用されているんですか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今現在、１０月３０日現在では、２７３件の方々が利用されていると、ご登録されているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 遠藤宗弘君。

○１０番（遠藤宗弘君） そうすると、このカードが、川俣で２７３件だと。交付されている数でしょ。実際にそれを活用した人というのは、ほんのごくわずかだと思うんですが。こういう実態にありながら、今度は一方的に個人番号カードを全住民に送付して、これに切りかえるんだということで、国はやっているとなったら、これがうまくいくと思いますか。実際は、本当はこの年金にまず適用するんだと国が花火を打ち上

げたわけでしょ。国も年金には当面はこのカードを使わないんだと言っているわけでしょ。一番の大重点の問題が、まず、だめになっている。それを今度は国がやったからって、一生懸命やろうとしているわけですが、これ、何で、今実際に273件、それでこのカードを実際に利用した方は何人だったのか、そういう実情をつかんだ上でないと、個人番号制度だの何だのと国が言ってきたとしても、絵に描いた餅にもならないと思うんですよ、私は。だから、その辺の考え方はどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

議員お質しのように、現在私どもでもこの方々の利用状況に関しては把握してございません。今度、個人番号カードが施行されますので、そういったことにその利用、このカードの利用を川俣町の行政において、かなりメリット、そういったものをあるとは思いますが、そういった利用のメリットを十分に周知して、利用活用に図ってまいりたいとは考えておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、結局、住民基本台帳カードだってさ、これはメリットがあるんだということで広めたんでしょ。で、結局はほとんどが使われなかったという実績。そういう、やっぱり今までやってきたことに対する成果はどうだったのか、検証がないまま、ただこれ、これが今度は必要なくなるということは、それはそのとおりだと思うんです。だから、行政というのはやっぱりやってきたことをきちんと総括をして、今後はどう発展させるかということがなければ、進展はないんだと思うんですね。ただ国がやれと言ったから発行しました、幾ら音頭を取っても273件きり発行しませんでした。実際に利用したのは何件だったのかもわかりませんと。これでは、今後の行政にきちんとつながるとは私は思えないんですね。せっかくやってきたことをきちんと総括してつかんだ上で、それで新たなものに進めていくんだということは、私は必要だと思うんですが、職務代理者はこのことについてどういうふうに考えますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） マイナンバー制度についてのお質しでございますが、この制度は、まずは税やまた社会保障、そういったもので来年の1月から災害対策もございしますが、そういった社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて、来年の1月から利用されることとなっております。マイナンバーを利活用、利用することについてのメリット、そういったものについては、まだまだ私どもの周知不足もあるかと思いますが、皆様または住民の皆様にお伝えできていないところがあると思います。町では、広報のチラシ、または説明のチラシ等で全戸配付したところではありますが、引き続きこのマイナンバー制度を行政手続き、皆様利便性が高まると考えております。

ので、利用拡大に向け、広報の取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（遠藤宗弘君） 議長、答弁は私が聞いたことと全然関係ないことでは、答弁にならないでしょ、これ。質疑なんだから、質問に答えてもらわなくちゃ話にならないでしょ。議長のところで、ちゃんと取り計らってください。マイナンバーなんか聞いてないですよ。

○議長（斎藤博美君） 代理者。今までの基本カード、住民基本カードの検証をして、これからどういうふうになんかそれを生かすという質問だと思うんですが。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 申しわけありませんでした。住民基本台帳カード273枚が、このたびマイナンバーカード導入によりまして発行しないということでございますが、そちらの活用の状況についてのお質しだと思いますが、先ほど町民税務課長から申しあげましたとおり、この方々がこの発行枚数に応じてどのように利用されたかについては、詳細については町では把握していないところでございます。

その中で、今般、マイナンバー制度の導入をするということの是非を問われているわけではあります。先ほども答弁いたしました。税や災害の手続きに對しまして、こちらの新しいマイナンバーカードにつきましては、利活用できるものと考えておりますので、利便性は高まるものと考えております。住民基本台帳カードの検証につきましては、今後、いただいた課題として、取り組みについて検討させていただきたいと思っておりますが、住民基本台帳カードにつきましては、そういった形で検討を進めるということになります。マイナンバーについては、28年1月からの導入を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 質疑はありますか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 委員会付託になるんですが、私の委員会でないので、確認をしておきたいというお知らせをいただきたいんですけど、一つは、個人カードの通知書が配付になっているかと思うんですけども、これの配付状況がどうなっているのかという話が全然ないので、一つお聞きをしておきたいと思っております。

それから、毎日この通知カードが誤配をされているという問題が、テレビ、新聞等であるわけですが、川俣町に誤配という状況があったのかどうかというのが二つ目です。

三つ目の質問は、受け取り拒否という方もいるらしいんですけども、こういった状況が川俣町でもあるのかどうかということ。

最後の四つ目は、この個人カードというのは、結局はあれなんですかね、最後は身分証明書みたいに、住基カードはそういう使い方はあんまりされなかったから、まあ日本では身分証明書というのはないから、免許証ですとか保険証ですとかというものが身分証明書のかわりを果たしているんですけど、この個人カードがずっと進んでい

くと、最後には個人カードを持っていないと、何ていうんですかね、公の、例えば私であれば、私が高橋道弘だということが証明できないような形になっての社会構造になっていくのかなというおそれが非常にあるわけですがけれども、その辺の、町としてのその辺、どういうふうなね、活用をしていくんだというのは、これは法律の趣旨だからそのとおりだと思うんでしょうけれども、町としてもこの個人カードをどんどん今度は、これ、ただでもらえるわけですから、前は、住基カードは500円出さないともらえなかった。今度は、個人カードはただですよ。申請さえすれば、最初は。再発行は800円取られるけど。だから、それをどういうふうに本当に町としては使おうとしているのか、国がどう使うかというのはこれ、抜きにして、町としてはどう使おうとしているのか、その辺をお聞きしておきたいんですけど。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） はい。ここで、休憩。15分まで休憩します。再開は11時15分です。

(午前11時02分)
◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。(午前11時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 答弁願います。
町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご質問に答弁いたします。

今現在の通知等の送付に関してでございますけれども、1点目の配付件数でございますが、5,780件でございます。これは、世帯数に配付されている件数でございます。また、返戻数に関しては110件でございます。それに主なものに関しては、理由といたしまして、宛名なしとかそういったものの受け取り拒否は6件、住所不明等で不在とかそういったもので宛名返戻され保管しておりますけれども、そういったもので戻られてきた件数が250件になっております。250件。410件は総数でございます。返戻数の総数でございます。返ってきたものでございます。

続きまして、誤送があったかというご質問でございますが、今の段階ではそういったものは報告されておられません。ないと思っております。

今後の町の活用に関しては、内部のほうの調査かつ委員会、そういったものを設置しておりますので、そちらのほうで内部的協議をいたしまして、今後利用活用の内容については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） あわせてのご答弁申し上げたいと思います。

今後の町の利用の方法ですが、先ほど条例の説明で申し上げたとおり、ほとんどが法定事務でございますので、法律に基づいたものについては、ほとんどマイナンバー

制度の活用になる。それ以外については、今回提案をした住宅管理条例等の公営住宅法に基づかない町営住宅については今回適用をさせるというようなことで、条例提案に至ったところでございますので、以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 状況はわかったんですけど、今後の利活用の話なんですけど、法律で定まっているからそうだという、印鑑証明手帳というのかな、あれ一番いい例だと思うんですけど。例えば、私、高橋道弘だというのは、議員の議長様からもらった議員手帳もあるからほれでもあるし、免許証でもあるわけだね。

そうすると、本人確認は印鑑証明の場合は、印鑑登録の手帳でないと絶対出さないじゃないですか。出さないですよ。と、本人を確認するために、例えば住基カードだ、いや今度は個人カードだと言っているわけだけど。例えば、今後ですよ、今の印鑑証明の出し方というのは、私は本当、住民にとっては不便だと思うんですよ。ほかのものは、例えば本人、現認といって職員が現認できれば、住民票でも何でも出すわけでしょ。だけど印鑑証明だけは絶対この手帳がなければ、誰が見てもこの人はこの人なんだと、100人いて100人が認めても出さない。今の制度ってね。すると、マイナンバーも今後そういうふうな使われ方をしていくと、管理するほうにとっては利便性はすごくいいんだかもしんないけど、実際のその住民、国民にとっては、何が利便性がよくなったのかなというのと、この個人カードというのを持っていないと、今度銀行でもだめだぞ、郵便局もだめだぞ、免許証を持っていったって何を持っていったってだめだんだぞいというふうなことになるってしょう。今の印鑑証明書の出し方みたいにはですね。だから、そういうふうにぜひならないように私はしていただきたいと思うんですよ。

何かこの今の流れ、こう見ていると、そういうふうになってきそうですよね。例えば、預金通帳を開くときもマイナンバーを示さないとだめだとか、あるいはマイナンバーを解除するような、任意だけでも解除してもらような方向性で行くんだとかって言っていますでしょ。そうすると、当然、税務課様だからあれだけど、納税申告の場合もマイナンバーを書いてくださいとか、扶養申告書そのものが、今はもうマイナンバー入るようになっていきますよね。そうです。全部そのマイナンバーがないと、社会人としての活動というか、証明行為活動ができないというふうな形になってしまうのではないかなと思うんですけど、そのような方向性に町としても考えていくのかね。印鑑登録みたいな印鑑証明書みたいな考え方でいくのかどうか、それとも、いや限定的にこの国で法律をつくったから国の範囲内の限定的なところでやっていくという方向性で検討していくのか、今後検討するところなんで、その辺の基本的なスタンスについて質しておきたいと思うんですが。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） マイナンバー制度の利活用のお質しだと思います。

町では、まず利用される方の利便性の向上を図りたいという思いがございます。議員からもお質いただきましたが、まずは個人を証明するものでありますので、それ

をカードで、いろんなものを証明、例えば住民票であったり、あとは税の申告であったり、そういったものを番号とカードで個人を証明するものとして活用したいという思いがございます。

ただ、お質しのとおり、それが本当に住民の皆様にとっていいのかどうなのかというのでも考えなければならぬと思っておりますので、内部で検討し、また関係する機関とも相談をしながら進めて考え方を整理し、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 端的にお伺いしますけど、じゃあマイナンバーがカードで普及したときに、マイナンバーカードを持っていったら印鑑証明書は出してくれるんですか。結局、印鑑証明書の登録手帳とマイナンバーカードと二つできるわけでしょ、今度、個人個人。そうすると、個人を証明するという行為からいえば、例えば国が発行するわけでしょ、あのカードというのはね。このカードというのは、国がつけた番号だから。そうすると、印鑑証明書の手帳がなくても、マイナンバーのカードを持っていったら印鑑証明書を出してくれるというシステムに変わっていくんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

個人カードが印鑑証明の役割をするのかというようなご質問だと思いますけれども。印鑑証明の手帳というような利用をできるのかということですが、今現在のところ、町の条例においてそういう規定をされれば活用するという、個人カードで利用するということは考えて、できるということはございますけれども、その利用に関しては、今現在ははっきりした、町のほうでもそういった条例を制定するということは考えておりませんので、個人カードの利用、利活用、または利用状況に応じ、普及ですか、皆様方の普及、利用活用の状況などを鑑み、今後そういったものは町として考えてまいりたいとは思いますが、今現在は印鑑証明の手帳、それを利用させていただくような形になるかと思っております。

ですから、個人カードが申請しないからといって、それを不利益になるというようなことではないかと思っておるところでございます。従来どおりの証明なり印鑑証明の手帳において対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありますか。

11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） 11番 菅野です。

今256件が戻って来ているという、そして6件が拒否という、この実態なんですけど、多分これはもう想像できたと思うんですね、この条例をつくる前の段階で。これ、具体的に今、総務課長は行政事務ということだったんですけど、現実にはこういう問題を抱えていらっしゃる、実際私のところにも来てないし、まだ。多分、うちらほうみたいに避難区域の場合は、これ、かなりそういう問題が出てくると思うんです

よ、現実には。それで1月から実施なんてことは、何を寝言言ってるのかなというのが、正直な実際なんですけど。これ、実際これを取り組みなさって、問題点はかなり前から指摘されているわけですから、庁議の中でまたは関係課長会議の中で、具体的にどれだけの時間をかけてどういう議論がされたのかということが一つと、じゃあ、あとその6件拒否した人が、これからそういう行政提示する場合、具体的にどういう問題が起こるのか。あとは実際5,780件の中で410件もこういう問題があるということは、ある意味では法的安定支援に欠ける部分が、幾ら国の指導でもあると思うんですが、これは具体的にどのように考えているのか。

○議長（斎藤博美君） 答弁。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 答弁申し上げます。

このマイナンバー制度について、役場中の中の議論はどうなっているのかというお質しでございます。

町のほうでは、推進本部を立ち上げをしまして、各担当部会を設けまして、今実施に向けて部会の中で議論を重ねているところでございます。先ほど答弁したように、どういった町独自の活用をしていくんだというのも、そこの部会で今種々検討しておりますので、今後方針が決まり次第、皆様のほうにご提示ができるかなと思っております。

先ほど町民税務課長お話ししたとおり、戻ってきた数が410件であります。で、宛所なしが154件、保管期間の経過したやつが250件、受取拒否が6件でありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

あと、質問にあった来年1月から制度が開始されるということでございます。一応制度は開始されますが、主だった開始の内容は、まず来年1月からカードがつくれますよという点でございます。あと、そういった実施機関で今度マイナンバー12桁の番号を教えてくださいという制度が始まると。実際にそのカードをつくって、どういった使い方をするのかというのは、まだ29年の段階になりますので、そこら辺はお間違いのないようよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） いいですか。これで質疑を終わります。

本案は、厚生文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第12、議案第107号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第107号、川俣町介護保険条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例

川俣町介護保険条例の一部を改正する条例（平成２７年川俣町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第３条中「平成２９年３月３１日」を「平成２８年２月２９日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２７年１２月１０日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）による介護保険法の改正により、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行実施が求められており、本町における実施時期を繰り上げるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明を申し上げます。

平成２６年度３月の定例議会、議案第１５号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例によりまして、新事業の実施につきましては、猶予期間を設け、平成２９年４月１日から実施としたところでございますが、この新事業の実施に向けまして、事業の内容について関係団体、ＮＰＯ法人さんや介護支援センター、介護事業所さんと協議を重ねた結果、平成２９年度を待たずに早く取り組みたいということに至りまして、幸い新総合事業の補助先も見つかりまして、１年１カ月の前倒しをいたしまして、平成２８年３月３１日から新事業に取り組むことといたしました。このためこの条例を改正しようとするものでございます。平成２８年２月２９日から施行するものでございますので、条例を改正しようとするものです。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案を厚生文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第１３、議案第１０８号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第１０８号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する

条例

川俣町町営住宅条例（平成４年川俣町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２、町営住宅のうち、別表１に掲げたものを公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号。以下「法」という。）に基づき設置された町営住宅とし、別表２に掲げたものを法に基づかないその他の町営住宅とする。

別表１七窪団地の項中「２１」を「１９」に改める。

附則

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。

平成２７年１２月１０日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

町営住宅のうち、公営住宅法に基づくものと、同法に基づかないその他のものを各々規定するため、ならびに老朽した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

町営住宅のうち、公営住宅法に基づく住宅と、同法に基づかないその他の住宅について、それぞれ別表第１及び別表第２としておりましたが、よりわかりやすく明確に今回規定をするものでございます。

また、老朽化により使用できない七窪団地１１号と２６号の２戸について用途廃止をし、七窪団地の戸数を２１戸から１９戸に変更するものでございます。廃止する七窪団地１１号は昭和３７年建築で、同じく２６号は昭和３８年建築でございます。延べ床面積はどちらも３２．３平方メートルでございます。

以上で、議案第１０８号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） あのね、提案の趣旨が私は違うと思うんですよ。これはこれで当たっているんだけど、だけど、もともこの個人番号、議案１０４号の川俣町個人番号の利用に関する条例の制定に伴って、公営住宅法に基づく住宅とその他の住宅を明確にしないとまずいから条例改正をするわけじゃないですか、今般。だから、別表１、別表２を公営住宅法に基づくものとその他のものに分ける。今まできちっとわかっていなかったら、それを規定をして、そして議案１０４号の川俣町個人番号の利用に関する条例の施行にあわせて、きちっと一緒に整理するんだというのが、本来の趣旨じゃないですか。だって、そういうふうに議論したって、これ出てきた議案なんですから。やっぱりそこは、総務産業常任委員の人はわかるかしんねえけど、厚生文教の人たちは、何でこれわざわざ今こういうふうに規定するんだってわかんないでしょ、これでは。やっぱり提案要旨をちゃんと、職務代理者、きちっとしないとだめですよ、

これ。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ただいまのご指摘でございますが、今回１０８号で提案させていただいております町営住宅条例の改正の理由でございます。提案しました資料にもありますとおり、提案理由といたしましては、まずは老朽化した町営住宅の用途廃止でございますが、そのほかに、１行目になります、公営住宅法に基づくものと同法に基づかないものを区別したものでございます。こちらについては、先ほど議員がご発言されましたとおり、議案１０４号の個人番号の利用に関する条例の制定に基づく、関与するものでございます。

こちらにつきまして、委員会等でご指摘を受けて、このたび改正についても取り組むことになったところでございます。提案理由につきまして不足していたことについては申しわけありませんでしたが、今回の提案理由については今ほど申し上げたとおりでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ですからね、職務代理者。もともと当局はこの議案第１０８号は出す気はなかったわけだ。総務産業常任委員会で議論をしていって、住宅条例に欠陥があるんじゃないかということになって、じゃあ一緒に直さないと１月１日施行ができないんじゃないですかという、総務産業常任委員会の指摘に基づいて１０８号が出てきた話なのよ。だから、もともとの提案理由のもともとの理由は、そっちにあるわけだ。この、老朽化した云々かんぬんというのは、何にも３月議会で直したって臨時会で直したって構わない話。だけど、１月１日に１０４号を施行したいという当局のご意向に従えば、１０８号も一緒に出さないと施行できないんじゃないですかという、総務産業常任委員会のご指摘で出てきたわけだから。指摘でね、これ。だから、それはきちっと提案要旨に書くべきじゃないですかと私は言っているんですよ。訂正するならきちっと訂正すべきなんですよ、それ。だって、理由が違うんだから、もともと出してくる。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。

（午前１１時４１分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午前１１時４５分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） では、答弁をさせていただきます。

初めに、議案第１０４号、先ほどご説明した１０４号の川俣町個人番号の利用に関する条例でございますが、これを制定するに当たっては、今審議いただいております議案第１０８号の町営住宅におきまして、公営住宅法に基づくものとそうでないもの、

これを区別して取り扱う必要がございます。その関係から今般、議案１０８号として町営住宅条例の一部を改正する条例を提案させていただき、町営住宅のうち公営住宅法に基づくものと基づかないもの、それぞれを規定すると、改正をさせていただきたいと思っております。

提案理由につきまして補足をさせていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案を総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第１４，議案第１０９号「福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第１０９号、福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により、福島市・川俣町学校給食センター協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成２７年１２月１０日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

次のページをお開きください。

福島市・川俣町学校給食センター協議会規約の一部を改正する規約

福島市・川俣町学校給食センター協議会規約（平成２０年川俣町告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「福島県伊達郡川俣町字樋ノ口３０番地」を「福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字中山１番地２０」に改める。

第８条及び第９条中「教育委員会委員長及び教育長」を「教育長及び教育委員会の代表者」に改める。

附則

この規約は、平成２８年１月１日から施行する。

ご説明いたします。

福島市・川俣町学校給食センターの規約の変更に当たっては、地方自治法第２５２条の６の規定により、構成市町の議決を得なければならないとされているため、議案

として提案したものでございます。

新旧対照表をごらんください。

規約の変更の内容といたしましては、第8条及び第9条において、教育委員会、教育委員長及び教育長と規定していたものを教育長及び教育委員会の代表者に改正するものでございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、本年4月1日より施行されたことにより、現教育長が任期満了等により退任後には教育委員会委員長という職がなくなることとされたため、協議会の委員を教育委員長から教育委員会の代表者に改めるものでございます。

また、第5条において、協議会の事務所が規定されておりますが、以前教育委員会があった樋ノ口30番地とされているものを給食センターの所在地である鶴沢字中山1番地20とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第15、議案第110号「訴えの提起について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第110号、訴えの提起について

川俣町町営住宅の明け渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月10日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

記

1. 訴訟事件名

川俣町町営住宅の明け渡し請求事件

2. 当事者

原告 川俣町字五百田30番地

川俣町

上記代表者 町長 古川道郎

被告 川俣町大字鶴沢字笛田4番地の1

ふもとがわ団地1号棟136号

八巻聖一

3. 請求の趣旨

被告について、町営住宅の明け渡しをもとめ、家賃等の滞納額並びに明け渡し請求後の損害の支払いを求め、かつ、訴訟費用を被告の負担とする旨の判決及び仮執行の宣言を求める。

4. 授權事項

町長は、訴えの取り下げ、裁判上の和解又は請求の放棄、あるいは判決結果による上訴等の必要な行為を行うことができるものとする。

5. 管轄裁判所

福島簡易裁判所

(提案理由)

町営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いを求めるため、訴えを提起するものである。

ご説明を申し上げます。

長期にわたり不在で、町営住宅使用の実態が認められない入居者に対し、住宅の明け渡し請求を行うため、訴えの提起をするものでございます。

ふもとがわ団地1号棟136号の入居者は、平成24年1月20日に入居をいたしました。平成24年12月ごろから居住の事実が確認できなくなりました。現在、ガス、水道は使用が停止中であります。定期的に訪問し確認しておりますが、いつも不在で、郵便物等が放置された状態が続いております。連帯保証人を訪問し、所在や連絡先の情報を得ようと努力をしていますが、現在もわからない状態でございます。

このような状況を長く放置しておくことは、住宅の管理上不適切であると考え、やむを得ず今回訴えの提起をするものでございます。

なお、本人と連絡がとれれば和解の方向で進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、議案第110号、訴えの提起についての説明といたします。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

(午前11時54分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第16、議案第111号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案111号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君、10番。

○10番（遠藤宗弘君） この補正予算について二、三点、お尋ねしておきたいと思うんですが、まず最初には、企業立地補助金が12ページに出ているんですが、この企業立地の補助金の、現在の企業やなんかに対しての補助金があるんですが、条件が厳しくて実際には使えないというような条件が課されているんですが、この企業立地補助

金については、そのようなことはないのかどうなのか。今の企業立地補助金だと新しい人を5人だけ雇わないと使ってだめだとか何かという、そういう規定があるでしょ。そうすると、人を雇えない人はそれを使いたくても使えないという、こういう問題もあるんで、この企業立地補助金については、どのような条件が課せられているのかをお尋ねしたいと思うんです。

あとは、山木屋地区の、18ページになるんですが、商業施設の整備事業費が、これ、出されているんですが、この地域については、ニーズが確保できないという問題があるんですね。商業施設ですから、ましてや何か食べ物を食べせろとか何かと言っているところで、水の確保できねえとこさ、こういうものをつくること自体が私は問題なんじゃないかと思う。山木屋地区は、そんなに狭い地域ではないんで、もっと水ぐらい確保できる地区につくるべきだというふうに私は考えるんですが、それらの考え方について質しておきたいと思うんです。

それから、その下にある個人番号交付事業なんですが、これは先に総務委員会の中でもいろいろ問題になった点なんですが、例えば、この条例や要綱に書いていないことを勝手に職員が求める。個人番号なんかの場合だと、今度はこのカードをコピーとらしてくなんしょとかさ、なんかということがないのかどうなのか。こんな不思議な質問するの、おかしいと思うんですが、現に災害のがなでね、個人、通帳をコピーとらせてけろとか何かということが起こっているわけですよ、この役場の中では。で、総務委員会の中では、そういうことは要綱にもねえことをやっておかしいんじゃないかということで議論になったんですが、その後も実際にはコピーとらしてくなんしょということをやっているという、こういう事実があるもんですから、そうすると個人番号なんかね、コピーとらせてけろとか、そのがなおらほうで預からせてけろなんかということが起こらないという保証はないんですね。実際には条例や要綱に従わない仕事が進められていたことだけは明らかなんですから。その点について当局の考え方を質していきたいと思うんです。

それから、24ページにある国民健康保険特別会計の繰出金なんですが、診療所のこの設備、備品を購入するとか何かというふうに聞いているんですが、診療所となると、これ、何ぼ備品を購入しても、診察する医者がいないと、こういうものは一切使えないはずなんですよ。その辺の確保の見通しは立っているのか。医者の確保がないままに、施設だけを何ぼ立派なものをつくったって、これは何の役にも立たないわけですから、その辺の見通しをお尋ねしておきたいと思うんです。

それから、この24ページの下のほうにある峠の森自然公園の管理のこれは何か道路の修繕なんだろうとは思いますが、これ、この議会の中でも再三にわたって議論になっている水車ね。あれは何年にもわたってそのまま動かさないでおく。こういうものに対して何年も放置しておいた実態はあるわけですが、これ、まあ今は回っているんだと思うんですが、こういう設備、管理が、どのぐらい壊れていたのか、町としては何年とまっていたら今度は回すというふうに決めたのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思うんです。

あとは、28ページにスケート場が、これ、運営費が出されてきているわけですが、これ、いろいろ、このスケート場についても自治会では賛成できないとか何かという問題があったり、PTAとしては協力できないとかという、こういう話が耳にするわけですが、それでもこのスケート場を運営するという町当局の理由についてお尋ねしておきたいと思うので、それらについてよろしくお願いします。

○議長（斎藤博美君） 今、6点あったんですが、答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

補正予算書の12ページの歳入の中での国庫支出金のうち、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金につきましては、復興拠点の整備に充てる補助金でございまして、地域の復興を目指すためにこの補助メニューを充当させていただくということで、この補助金の名称の中に企業立地というそういう文言が入ってはございますが、先ほどご質問いただきました雇用人数等の縛りはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁します。

補正予算書24ページの一番下、峠の森自然公園管理費の施設内道路工事費でございしますが、その前に水車の件で、壊れて何年たったら回すのかというようなご質問でもございましたが、こちらにつきましては、現在は稼働している状況でございします。今後故障等が必要となった事態におきましては、速やかにその点につきましては対応していきたいと考えております。

なお、補正予算で計上しました道路の工事費につきましては、のり面の工事費と、あとは施設内道路の陥没、損傷箇所があるため、そちらを補修する工事費の内容となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） お答えいたします。

個人番号カードの交付事務に当たりまして、本人確認というようなことで、臨時職員等を雇用するわけでございますけれども、職員初めそういったカードのほうのコピー、そういうことの対応するということはいたしません。本人を事前にその場で確認する行為というようなことでございまして、カード等のコピー、そういったものはしないということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 山木屋地区復興拠点の商業施設の整備関係でお答えをいたします。

水が飲用水として不適という、一応資料が出てまいりました。それに対応するためにそれを浄化するという方法もございますし、また、近隣で井戸掘削をしている中で、

住宅にいい水が出ている状況もございます。そちらの水利も活用するというようなことも今検討してございます。適地かどうかということでございますが、これまで地元地区と協議を重ねてまいった結果、この場所が適当というふうに考えておりますので、現在のところほかの場所だという、移すようなことは考えてございません。よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 24ページの診療所の医師の確保は進んでいるかということでございますが、予定されております済生会川俣病院さんとは、何回か会議を重ねておりまして、町のほうでも県のドクターバンクへの登録をいたしたりして、医者を探しておるところでございますが、今現在、震災前の形ですね、週3回、月水金の再開というのはちょっと難しい状況にありまして、今後さらに再開に向けて医師の確保については努力して探してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） スケート場施設管理運営費についてでございますが、このスケート場につきましては、川俣スケートクラブが主体となりまして、独立法人中小企業基盤整備機構の助成事業を受けて実施するものでございます。こちらは、山木屋地区の復興及び風評の払拭を目的として行われるものでして、町にそういう再開の依頼がございまして、震災前までに予算化しておりました経費を今回補正するものでございます。あと、このスケートリンクの復活につきましては、地元自治会、またPTA等の理解は得ているということで実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） ほかに。いいですか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 企業立地の問題について、縛りはないんだと。私が言っていたのは、縛りが無いのは当たり前なんですよね。今までの企業に対する支援が縛り、条件が厳しくて使えないという現実、恐らく当局もちゃんとつかんでいるんだと思うんですね。だから、それに対してそれを何とか緩和させる努力やなんかというのはとくにやっていなくちゃならないですが、そういうことはやってきたんですか、今まで。

だから、もう議会でも誰でもわかっているとおり、工場の敷地まで造成もしても、こういう縛りがあるために、とても造成したところを使えないという現実があるわけですね。だから、そういう縛りを外せば何も使えるわけですから、そういう努力をしたのかどうか、ここら辺について一つはお尋ねしておきたいと思うんです。

で、あと、この商業施設、山木屋の商業施設の問題についてもそうなんです、生活していく上で、水というのは何ていったって大切なんですね。水がねえために家も建てられねえということでやっているところが、地域によってはいっぱいあるんですが。で、いろいろ全部進めてみて、結果的には水を掘ってみたら飲める水が出なかつ

たでは、これは全く逆転している発想なんじゃないかなと思わざるを得ないんですね。いち早くやっぱり水を確保して、そこから始まるというんならわかるんですが、いろいろな進めてきて、結果的には水があると思ったらこの水が使えなかった。で、これは根本的に住宅を建てる考え方、施設をつくる考え方というのが余りにも逆転しているんじゃないかと思うんですが、今後もこういう進め方というのは、町としてはやっていくのかどうなのかということを再度聞きたいと思うんです。

あと、個人番号カードの問題なんですが、カードのコピーだの何だのはやらないように指導しますというのは、これは当たり前のことなんですね。だから、今、私がさっき提起したように、条例や要綱にないことまで踏み込んで仕事を進めてきたという事実があるんですよね。で、それは総務委員会の中でいろいろ議論になって、これは全て総務課長が徹底しますということで、そういうことはやらないようにしますということで、総務委員会の中ではお話しされたんですが、その後も引き続き同じような行為が起っているという事実も、私も聞かされているんです。

だからそういうことだと、やらないように指導を徹底しますと言っても、総務課長が徹底すると言ったんだから、これ徹底されているものと私は思いますよ。しかし、にもかかわらず、その後もコピーを提出してくださいだの何だのとやられている事実、これは現にあるんですよ。だから、これは何ぼそういうことをやったとしても、それだけでは安心だということにはならないんじゃないですかと私は聞いていると。だって、刑法には、泥棒はやってはだめですよと書いてあるんだよ。だけど、やる人はいるんだよ。これは何ともしようがない話なんですよ。

だから、そういう条例や要綱をきちっと守る体質ができていいのかどうなのか。まだそれを守らないとしてもそのまま放置されているという体質が役場の中にはあるんですね。だからそういうことに対応しないままに、個人番号カードなどというものが出回ったら大変だから、それらの取り組みをちょっとお尋ねしたいということになります。

あと、診療所の問題についても、これ、何回か協議していると言うんだけど、協議はこれ何回だって何十回だってできるんですね。でも、そこで打開策が出たのか、見通しは立ったのかどうなのか、相手が受けとめてくれたのかどうなのかという、そういうことを抜きに、設備だけはどんどんやっていきますよだけでは、宝の持ちぐされになっちゃったんでは大変だから、そこら辺のことをちゃんと明確にさせていただきたいとお尋ねした次第であります。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まず1番目の企業立地補助金の件でございます。確かに、企業立地補助金、使いづらい、あとは申請しても使えなかったという事業者さんがいることは把握しております。何が一番問題になっているかといいますと、雇用関係が一番難しいと。雇用の確保ができなくて補助金のほうが使えないというような話も伺っております。

町といたしましては、その点も含めまして県なり国のほうに、要件の緩和等の働き

かけまたは要望等を今後になりますけどもしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 商業施設の水の関係でご答弁いたします。

本来であれば、その施設の機能に応じてさまざまな要素を考えて敷地を検討すべき、まあ、そういったものでございます。ましてや水道、上水道が布設されていない地区では、水のことを設計に入る前に基礎調査的に調べるのが本来であったと、今私は思っております。この点、反省いたしまして、同じ轍を踏まないように、今後同じような条件のところで掘削整備をする場合には、十分気をつけてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 個人番号カードの交付事業の件でお尋ねの件でございますが、せんだっての総務産業常任委員会の際もお話ししたとおり、規則、要綱等がない事案については、今後実施をしないというようなことで、庁議でも諮ったところでございます。また、改めてそういう場を設けまして、周知徹底を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 医師の確保でございますが、済生会さんも山木屋に帰られる方のことを本当に心配されておまして、とにかく震災前の3回の開設は非常に難しいとは言っておりますけれども、帰還される方が本当に不安にならないように別のサービスができないかとか、例えば訪問診療とかそういったもののほうがニーズがあるのではないかとということで、いろんなサービスメニューも考えてございますので、その辺も含めて今検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 企業立地の問題については、これはもう、前々からわかっていて、これから対応しますということでは、非常に、講座とか出たとかと言っても、なかなか進まないのも当然なんじゃないかと思わざるを得ないですね。だからやっぱり、こういうのは事前にやっぱり要件の緩和やなんかをやっぱり認めると。川俣の敷地で、この企業立地や何かを進める上で足かせになっていることやなんかは、やっぱり取り除く努力をして、住民の方々にこたえるというふうな行政の進み方をぜひやっていただきたいと思うんです。今、震災から5年もたって、この条件厳しいから緩和してけろと言うんでは、余りにも遅過ぎると言わざるを得ないんだと思うんで、今後改めてもらいたいと思います。

あと、商業施設の問題についてもそうなんです、これは地元の人はわかっているんですよ。あそこは水が出ないからあそこさ家建てんなよとか、あそこは石が出るからあそこさ道つくってはだめだとかということは、もうみんな地元の年配者やなん

かはわかっていることなんですよね。でも、あえて逆らってやっていくというのが、この町の特徴なのかなというふうな、いろいろ思い返してみるとそういうことがあるんですよ。

だから、やっぱりこれは改めて、地元住民や何かが歴史的にも体で感じていること、言い伝えられていることというのは、これ、聞けばすぐにわかることなんですよね。そういうものを聞かないで進めちゃったというのが今回の結果なんだろうと思うんです。で、そういうことは、ぜひ今後、もっと住民に密着した行政の運営というものに心がけてもらいたいと思うんです。

あと、診療所の問題なんですけど、済生会さんは外来や往診で対応するというのであれば、この設備は要らなくなっちゃうわけでしょう。この提案そのものが変だということになりますよ。その辺はどういうふうに考えておられるのか、よろしく願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 商業施設の件。診療所、医師の件は。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すみませんでした。説明不足でした。

今回、この医療用の汎用の超音波画像診断装置でございますが、持ち出せるものでございまして、訪問診療にも使えるというものです。

以上、答弁とします。

○議長（斎藤博美君） 企業立地の件は。ないですか。企業の立地。立地条件の緩和は何かないのですかということ。

では、次に商業施設条件。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） じゃあ、暫時休議します。

（午後 1 時 4 6 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後 1 時 4 9 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 答弁。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、立地補助金でありますけど、機敏に対応するようというお話でございました。改めて機敏に対応してまいりたいと考えております。

また、商業施設についてでありますけど、地元の人によくよく話を聞いて、密着して、地元の人はいろんな地理の状況とかわかっているはずなので、そういった地元の方と密着して話を進めるというお話でございました。まことにごもったもな内容でございます。今後は地元の方と密に連携を取りながら取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、診療所でございます。こちらについても再開に向けて準備からしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 予算委員会もあるんで、大きなところだけ基本的な考え方、何点か質しておきたいんですが。

まず、9 ページ、10 ページに歳入があるんですけど、この中で法人町民税が減額になったわけですね。で、私は前からこの、今の法人町民税が現行水準のままいくなくなっていることはあり得ないと、すぐに減額になりますよという話をずっと問題提起して、財政計画の見直しを図るべきだというふうなことを質問してきたわけですが、町長も今入院中でありまして、町長も臨機応変にこれは随時見直していくんだと、こういうお話でしたよね。

今般この1 億1,600 万円から900 万円のこの945 万5,000 円の減と、こうなるわけですけど、私は来年はもっと下がるんじゃないかと思うんですよね。だから、財政計画の見直しはどのように今進めていらっしゃるのか質しておきたいと思います。

あと、次に、今般また、この繰越明許がいっぱい追加になっているわけですが、当初予算で繰越明許をしました当初提案要旨の説明の中でも、庁舎建設事業の話はあったわけですが、庁舎建設に伴う用地購入費3 億8,000 万円だったと私は記憶しているんですが、この用地購入の関係、繰り越した予算についてはどのような今進捗状況にあるのかお伺いしておきたいと思います。

それから、今般のこの補正予算に、突然南小学校体育館の継続費を含んで出てきているわけですが、私は体育館の建設がいいか悪いかという話の前に、誰しもがご存じのとおり、川俣町は少子化に今大変危機的な状況にあるわけがあります。

それで、今般の町議会の選挙の中でも、多くの候補者がこの少子化問題、人口減少の問題は訴えてこの議場にいるわけですが、今般の一般質問を見ても、子育て支援の質問が一番多いわけですが、そういった中で、この教育委員会で作っている各学校の児童見込み数などを見てみますと、南小さんは将来ですよ、近い将来というか、もう、これは29 年からですかね、見込み数で言うと富田小学校よりも減ってくるというふうな状況の見込み数のデータを持っているわけがあります。

そういった中で、多くの町民も小学校の統廃合が必要ではないかという声がいっぱいあるわけですね。これは大多数の意見だと私は思います。そういった意味では、この小学校の統廃合の計画というのは、前もご質問があつて若干の議論があつたかと思うんですけど、こういった小学校の統合計画といいますか配置計画といいますか、そういったものはどのように議論をされているのか。それをお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それからもう一つは、企業立地補助金の話なんでございますが、答弁でも認めているように、雇用の問題の縛りは企業者にとって物すごい大きな足かせになっているということなんです。町が先般の議会で作った条例、企業補助金の制度、仕組みがございまして、これについては当時の産業建設常任委員会でも、人数の縛りはやめたほうが良いというふうな議論を再三してきたわけですが、にもかかわらず、国、

県と同様の雇用増の縛りを持った補助金制度をつくったわけであります。こういったものも早急に見直しをして、人数の縛りはなくなるようになるのかどうか、この点もお話しをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 初めに、1点目の財政計画の見直しについて答弁をいたします。

ご指摘のとおり、今回、法人町民税につきましては、業績、会社の決算等の影響で945万5,000円の減額になりました、収入で。そういった収入面も大変計画上大事なんですけども、現在、今回の補正予算に提案してございますとおり、今年度から来年度にかけて川俣南小学校の体育館の改築事業を計画してございますし、現在、復興公営住宅についても進行中でございます。さらに、役場の庁舎建設についても今年、来年度ということで、大規模事業が山積している状況でございます。

これらの大規模事業の進捗にあわせまして、一番は後年度の財政負担、歳入面も当然でございますけども、後年度の財政負担ということで、これは大規模事業に充てる起債額で、年度ごとの償還額がどのくらいになるのか、そういった義務的経費の負担を第一に考えなくてはならないので、財政計画の見直しについては、今申し上げましたこれらの今年度から来年度に計画をしております事業の進捗にあわせまして、必ず見直しをして、後年度の財政負担等に影響がないような計画にしていこうと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

繰越明許費で設定をしました役場庁舎の用地であります。今のところ現在まで契約に至っていないところでございます。早急に契約できるよう、再度交渉を重ねていきたいと思っています。

以上、答弁とします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

まさに、小中学校の統廃合問題につきましては、議員、一般質問の議題そのものでございまして、まずそのことのご質問でありますので、重複しないように明瞭にご答弁申し上げたいと存じます。

議員も役場の職員をなされておりましたのでご承知だと思いますけれども、平成12年度にこの川俣町の小中学校の統廃合等については、当時の教育委員会、危機感を持って、福島大学の森田教授を委員長とする、そしてまた20人の委員で構成される川俣町小中学校再配置計画策定委員会を立ち上げまして、平成13年に答申をしているところであります。この計画の完了年度は平成26年でございまして、まさに27年4月からこの計画はスタートすることは私ども教育委員会としても議論をし、このことについて検討をしてまいったところであります。で、その中で最終的に川俣町の

小学校は、川俣小、南小、山木屋小学校の３校にすること。それから中学校は、山木屋中学校を統合して１校にするという当時の答申でございました。

ご承知のとおり本町におきましては、さきに発生いたしました震災等によりまして、今教育の環境というのは全く正常な状況にはございません。したがって、今混乱の状況にある中で、統廃合の問題は各学校のＰＴＡの方々から一切教育委員会には上がってきておりません。今後、これらの状況を踏まえながら、今後の小中学校の配置について鋭意検討をしながら、最善の、教育機関としての最高のサービスができるような再配置、そして教育の内容の充実に努めてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

企業立地補助金、町単独の分ということでございますが、確かに企業立地補助金、町単独でつくりまして、雇用の分を絡めての内容となっております。まずはつくったことにつきましては、まず１番目には、設備投資だけで町の補助金を出すのはいかなものかということもありまして、まずは雇用も大切ではないかということで、国、県と同じように、雇用を絡めての補助金の内容でございます。

ただ、議員お質しの雇用の縛りを外す外さないは別にいたしまして、緩和できるようなことで今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） まず、この財政計画なんだけど、全ての議論が、私、いつもそうだと思うんだけど、既成事実をつくっちゃってから計画をつくるという考え方がそもそも間違いだと思うんですよ。計画があって初めて事業というのはあるわけじゃないですか。だから、国だって県だって事業計画を出せというのはそうでしょ。計画の中にそれがどう位置づけられて、達成が可能なのかどうなのか、効果が見込まれるのか見込まれないのかというのが、まず計画なんだね。だから、今重大事業をやっているからこそ財政計画が必要なんであって、重要事業をやってしまっ、その進捗を走りながら考えるんだというのでは、計画とは言わないと思うんですよ、私は。そして、失敗したらば、じゃあどうするんですかと。先ほども議論しているように、山木屋の拠点施設みたいに、ボーリングやってみたけど７０メートル掘ったけれども、洪水しか出てこねえ、量はねえ、ほかからもらうしかねえんだみたいな議論しているわけでしょ、今。そういうことになっては遅いんで、財政というのは。

だから、財政計画はすぐに私は見直すべきだと思うんですよ。だって、現に計画はできているわけじゃないですか。南小はこれだけかかる、いや、何はこれだけかかるというのは。だったら、もう簡単な話でしょ。それが実行可能ですよと、将来負担にもちゃんと耐えられる財政の資質に、今、補正予算でも何でも上がっているんですよということを証明するのは、職務代理者、皆さんの説明責任だから、これ。だから財政計画は後からつくるんだという話は私はいただけないので、ぜひ、予算を出すとい

うことは財政上も収支がとれるから出すわけだから。それはぜひ、ちゃんと、早急に、いつまでにつくるんだか明確にさせていただきたいなと思います。

あと、この債務負担の庁舎建設の話ですけど、用地交渉の話。これ、9月議会でも大分やりましたよね。それで、4月から1回も行っていないという事実も明らかになったわけだ。じゃあ、すぐやりますという答弁もあったわけですよ。けども、9月議会から見れば3カ月よ、今ね、約。じゃあ、その間、町は何回用地交渉に行って、どの程度の話でとまっているから契約できねえのか。9月議会でも私が言ったとおり、私はその場所でいい、いつでも判こを押すから持ってきてくんしょという地権者もいるわけじゃないですか。なのに、契約できませんというのは、地権者の問題ではないでしょ。それは役場が行かないから契約にならないわけじゃないですか。代替地も案内しらっち、私はオーケーですと。契約条件の金額もオーケーですと。だから早く家をつくりたいから私は早く判こを押したいんだと。書類を持ってきてくんちと役場に言っているんだけど、持ってこねえだけなんだと。これ、9月議会でも私が言ったとおりですよ。けども1回も行かないでしょ、その後だって。それでいて、契約できないんですと言うのは、もう、その事業をやる気がないのか職務怠慢なのかという問題になりますよ。これは何年もこうやってやっているんだから。

ほんで、繰越明許を次から次へとつくったって、できなかったと言ったら終わりなのかということになるじゃないですか。これ、幾らやったって。そこはだからちゃんと誠意を持って、今までの経過、どういう経過なのか、9月議会以降。で、何で契約できないのか。相手は3人もいるわけだから。みんなまとめねえと契約しないんだなんてばかな話はないでしょ、用地交渉に。一人でもオーケーという人がいれば、その人と契約していくというのは、当たり前の話だと思うんですよ。その辺、ひとつ明確になるようにご答弁いただきたいなと思います。

あと、この企業立地補助金の話ね。実態をわかんないで、制度、仕組みをつくるからこういう話になるんだと思うんですよ。企業が今どこの企業、川俣町に限らず、製造業であれサービス業であれ何が一番大変なのかと言ったら、人の確保なんですよ、今。人が確保できないから事業規模も拡大できない。事業規模を拡大できないからこそ、新しい設備を入れて、今までよりも生産性を上げたいと考えるのが、製造工場の当たり前の話ですよ。それを、人をふやしてやりましょうということは、企業の考え方から言ったら、基本的に逆さまに立っているんだね、もともと。

だって、機械貸与制度や、いろいろありますよ。あれ、別に人をふやせなんて言っていないでしょう。何十年も前からありますよ、あれ。あれは設備の近代化を図って、そして生産性を上げて、そして企業の地域経済の発展を図るということでしょう。

だから、さっき提案要旨で言った地域創生という話があるけど、地域創生の要は何と言ったって地域経済の活性化じゃないですか。地域経済をいかにより豊富化していくかということがあるわけじゃないですか。経済がねえところに人は住まないんだから。経済が成り立たないところで、社会は成り立たないんですから。だったら、川俣で頑張っている既存企業の人たちが、最も使いやすく最も望んでいるものの制度

に、町の制度くらいすぐに直すべきだとは思いますが、そうは思わないのかどうかということでもあります。

あと、学校の再配置の話は、私も一般質問やるし、この後予算委員会もあるから、後でじっくり。別に、論点がずれている話じゃないと思うんですよ。みんな同じことを考えているんだけど、財政計画と同じでどっちが先なのかという話ですよ。やっぱりきちっと川俣小学校と南小学校でこれから川俣町はいくんだというんならば、これは投資をするのは当たり前の話ですよ。だけど、川俣小学校はあるんだろうけども、富田小学校は残すのか、どこの小学校を残すのか、南小はなくすのか、そういうことも含めて、先に結論ありきでないと多くの町民の同意は得られないんで、あえて私は質問しているんで、その辺はあと一般質問なり、あと予算委員会なりでやりたいと思いますけど、その説明責任というのは、私はそこだと思うんだよ、職務代理者。何をしたいのか、どこが目標で何をしたいのかというのがまずあって、だから今これやるんですと言うんなら、みんな納得するの。どこに進むんだか何をやっちんだかわかんなくて、とにかくいいことだからやっぺした、いいことだからいいべしたと積み重ねていったら、これは間違いの元ですよ。そこを町民の人たちも不満に思っているし、不安に思っているし、我々もそこが一番の不安と不満なんですよ。だから、さっき言った学校再配置の問題を除いて、3点再質問をお願いします。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

大規模事業であります庁舎建設を契機といたしまして、本年2月に財政計画を策定してございます。実際計画に盛り込んだ事業で、今回補正予算で計上しております南小学校の体育館の実施年度のずれや、実際、庁舎も来年度まで工期がございます。そういった関連で後年度の財政負担の額が確定、見込める段階で、平成28年度の後半になろうかと思っておりますけども、来年度に向けて財政計画の見直しについては、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。

役場庁舎の用地交渉の経過について、ちょっと私まとめておりませんので、後ほどまとめた次第、報告させていただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

企業立地補助金につきましては、すぐに直さないかというお質しでございます。町といたしましても、町内、地域経済の活性化が図れるように、なるべく早くに見直しを検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ、その28年度後半に見直しますと言うんだけど、28

年度後半というのは3月なのね。3月議会というのがありまして、当初予算がまた出てくるのね。だから、その28年度の当初予算から新しい財政計画の上に立ったものでなかったら、だめじゃないですか。28年度の当初予算は当初予算で、財政計画は財政計画でみたいになっちゃうの。だから、きょうつくればいい話もあしたつくったら遅いというのが普通なのね、世の中。民間なんか、特にそうじゃないですか。それをその、何ていうのかな、既成事実だけが大事なような事業の取り組み方、予算の取り組み方をしているじゃないですか。だから、将来に安心感が持てないじゃないですか。タイムリーにならないじゃないですか。おくれたらばおくれて、また直せばいいだけの話でしょ、それは。だから、今現在、どっちにしろ1月から来年度当初予算の編成に入るわけでしょ、当局は。だったら12月の段階で新しい財政計画をつくって、28年度でできる事業は、決まっている事業はあるわけだから。この決まっている事業は優先するしかないじゃないですか。だから優先したらば、残っている事業は何ができかなんて簡単な話じゃないですか。何にもできないかもしれませんよ、私から言わせれば。新しい新規事業なんて、財源的にないんだから。ましてや今度、災害査定を受けて、補助率どうこうだ何だと言ったら、もっと膨らむかもしれない。膨らんで補助率どうこうなって、補助金はふえっかもしれないけど、金額がふえれば町の持ち出しだってふえるんだからね。減るわけではないんだ、これ。そういうことも含めて、28年度の後半なんて言ったら、私は絶対遅いと思いますよ。1月につくる当初予算と並行して財政計画があって、その財政計画に従って、28年度からきちっとやっていくんだということにしないと、大規模事業である庁舎建設、南小学校、それから火葬場もつくるなんていううわさもちらはあるわけだけど。正式に私は説明聞いたことはありませんけど。そういう大規模事業がいっぱいある。さらに、山木屋の復興事業だってもっと進むかもしれない。そしたら、町単でやる分だっていっぱい出てくるかもしれませんよ、診療所の問題を初めとして。そういうことを考えたら、28年度の後半でなくて、28年度の当初予算と一緒に財政計画をつくるということにはならないんですか。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在の財政計画につきましても、ご指摘をいただいておりますとおり、庁舎建設を契機といたしました大規模事業の実施を前提に計画を策定したものでございます。計画の基本となりますのは、後年度負担の額を基礎としてどのぐらいの財政需要があるかが基本になりますので、先ほど申し上げましたとおり、こういった後年度負担の額が確定の見込める平成28年度の後半に策定ということで、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案は、予算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は予算常任委員会に付託することを決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) ここで2時30分まで休憩いたします。

(午後2時15分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 再開します。

(午後2時30分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第17, 議案第112号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹野雅直君) 議案第112号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明した。

○議長(斎藤博美君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありますか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) この補正について、さきの一般会計の中で聞いたんで大体わかるんですが、ただ、今、この国保問題について、今、国はことし1,700億円ぐらい国保に支援金を出すと言っていますね。これはどういうふうな扱いになるのか。国保に1人当たり5,000円ぐらいの支援をするとやっているんですね。国保税が高過ぎるから払うの大変だという国民の声に応えた形だと思うんですが、不十分ではありますが。これはどういうふうな使われ方になるのか、ちょっと当局の考え方だけは質しておきたいと思うんです。

○議長(斎藤博美君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹野雅直君) 一般質問でも質問を受けさせていただいておりますけれども、1,700億円につきましては、国のほうから予算指示がありまして、当初で予算は約2,000万円ほど上げているところでございます。確かに本町の被保険者は4,000人弱でございますので、単純に5,000円を掛けると2,000万円というお金なんですけれども、実際これがまだ交付されておられません。

ただ、このお金も勘案いたしまして、昨年の26年度の6月の定例会で、国保税を算定する際には、すみません。ことしの、すみません、6月の定例会で、国保税の算出に当たりましては、そういった歳入も見えておりまして、前年度の繰越金を充てて、前年度と同率になるように軽減措置を図っているところでございまして、また、この支援金が本当に確定されてどのくらい入ってくるかわかりませんが、今後こういった支援金がふえてくるんだろうと思われまいますので、そういったことを勘案いたしまして、国保税の税率につきましては、慎重に算定していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これは初めてではないんですよ。前年度650億円ぐらい、やっぱり同じような性質の中身で出されているわけでしょ。だから、当然これも同じ考え方だと思われるんで、今後の国保運営の中で十分に当局としては検討していただきたいということだけをもう一度言っておきます。別に答弁は要りません。

○議長（斎藤博美君） 質問ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案を予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第18、議案第113号「平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第113号、平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案を予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第19、選挙第7号「選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙管理委員会委員・同補充員の選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙を行うこととなっております。これにより、選挙管理委員会委員・同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名することと決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会委員に佐藤覚雄君、吉田文芳君、内藤謙介君、菅野幸子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名をしました佐藤覚雄君、吉田文芳君、内藤謙介君、菅野幸子君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充委員に次の方を指名いたします。補充委員第1位 水野隆夫君、第2位 渡辺真一君、第3位 田代愛子君、第4位 斎藤吉晴君、以上を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました補充員第1位 水野隆夫君、第2位 渡辺真一君、第3位 田代愛子君、第4位 斎藤吉晴君、以上の方が、選挙管理委員会補充委員に当選されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから常任委員会を開催していただき、付託された案件の審査をお願いいたしますが、総務産業、厚生文教及び予算の各常任委員会委員長は、議長室までにお集まりください。

なお、明日11日金曜日は、議案調査のため休会といたします。12日は土曜日、13日は日曜日のため休会といたします。14日の月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時47分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤 博 美

同 署名議員 高橋 真 一 郎

同 署名議員 高橋 道 也